

高等学校等就学支援金事務処理要領（旧制度）（第6版） （都道府県事務担当者用）

まえがき

本要領は、「公立高等学校に係る授業料の及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）」による改正前の「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「旧法」という。）」に基づき、「高等学校等就学支援金」（以下「就学支援金」という。）の制度の概要及び就学支援金の支給に関する事務処理の標準的な手順等について記載したものである。

各都道府県においては、円滑な制度の実施のため、本要領に沿い実施していただくようお願いしたい。

また、就学支援金の支給に係る事務処理については、法令等に記載される事項以外は就学支援金の支給事業主体である都道府県の判断による取扱いをすることが許容される。就学支援金の支給に加えて都道府県独自の授業料減免制度を実施する場合もあると考えられることから、各都道府県においては、本要領を参考にして各都道府県としての事務処理要領等を作成し、各学校設置者に配布するなど、適宜本要領の活用を図られたい。

文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室

第1版 平成22年4月
第2版 平成22年6月改訂
第3版 平成24年4月改訂
第4版 平成24年9月改訂
第5版 平成25年4月改訂
第6版 平成26年4月改訂

【目次】

第1章 高等学校等就学支援金制度（旧制度）の概要	1
--------------------------	---

第2章 都道府県における事務

1 就学支援金交付金の申請、受領に関する事務	4
2 就学支援金の支給	5
3 就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定	17
4 就学支援金の受給資格消滅の通知、就学支援金支給実績証明書	17
5 休学に伴う就学支援金の支給停止、再開	17
6 転学に伴う就学支援金の取扱い	18
7 退学・除籍に伴う就学支援金の取扱い	18
8 株式会社立高等学校の扱い	19
9 広域通信制高等学校の扱い	19
10 公立高等専門学校、公立専修学校高等課程の扱い	19
11 高等学校等就学支援金事務費交付金	19

第3章 学校における事務

1 生徒・保護者への制度の周知	20
2 就学支援金に係る補助金等の交付申請等	20
3 受給資格認定申請書の配付、とりまとめ、都道府県への提出	20
4 就学支援金の加算届出書のとりまとめ、都道府県への提出	20
5 受給資格認定書の受理、生徒への配付	21
6 就学支援金支給額決定（交付決定）	21
7 就学支援金の代理受領、授業料との相殺	21
8 就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定	22
9 就学支援金受給資格認定消滅通知	22
10 就学支援金の支給停止、再開	23

参考資料 各種様式

※本要領で示す各種様式のうち高等学校等就学支援金交付金に関する様式については、交付要綱において示すものが正式なものとなる。このため、本要領で示す様式についても、交付要綱に沿って変更することがあり得るものである。

第1章 高等学校等就学支援金制度（旧制度）の概要

（1）対象となる学校種

在学する生徒が就学支援金の対象となる学校種は以下のとおりである。

	高等学校（全・定・通）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）	高等専門学校（1～3年）	専修学校（高等課程）	各種学校（注2）
国立	○	○*	○	○
公立		○*	○*	○
私立	○*	○*	○*	○*

（注1）*は低所得者について就学支援金の加算の対象となるもの

（注2）各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの

（2）支給の対象となる者

上記（1）の○印に該当する私立高等学校等に在学する生徒が対象となる。ただし、以下の者については支給の対象とならない。

①日本国内に住所を有しない者

本制度は、高等学校等に係る教育の成果が社会全体に還元されるものであり、その教育費について社会全体で負担するという考え方に立脚するものであることから、我が国に在住し、我が国の社会を構成する者についてその対象とするものである。

②高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者

③私立高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程の夜間等学科・通信制学科の場合は48月）を超える者

これらの者については、所定の修業年限で高等学校等を卒業する者が受けることができる就学支援金の総額との均衡や、無制限に公費を支出し続けることがないようにする観点から、支給しないこととしたものである。

（3）2校以上の私立高等学校等に同時に在学している場合の取扱い

同時に2校以上の私立高等学校等に在学している生徒については、当該生徒の選択により、いずれか1校の授業料に対する就学支援金を支給する。

（4）就学支援金の額

就学支援金は以下の額を限度に月を単位として支給される。

	高等学校・中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	専修学校	各種学校
国立	9,600	400	9,900*	9,900	9,900
公立			9,900*	9,900*	9,900
私立	9,900*	9,900*	9,900*	9,900*	9,900*

*は低所得者について就学支援金の加算の対象となるもの

なお、授業料の額が上記の額に達しない場合には、授業料の額を限度として就学支援金が支給される。

（5）単位あたりの授業料を設定する高等学校等における就学支援金の支給額の特例

単位制高等学校や専修学校高等課程の単位制学科の中には、単位あたりの授業料を設定しているところがあることから、その場合の就学支援金の支給限度額については、特例を設けることとしている。

なお、1単位あたり授業料を設定し徴収している場合のルールについては、第2章2（4）参照。

（6）就学支援金の加算

①制度の概要

私立高等学校等の生徒については、就学支援金として、年間 118,800 円を支給（学校設置者が代理受領）する。そのうち低所得世帯の生徒については、所得に応じて支給金額を 1.5 倍または 2 倍した額を上限として支給する。

- a 年収 250 万円未満程度の世帯：年間 118,800 円の 2 倍の額（237,600 円）
- b 年収 250 ～ 350 万円未満程度の世帯：年間 118,800 円の 1.5 倍の額（178,200 円）

※これらの年収はあくまで目安であり、具体的な所得確認基準は以下のとおり。

②所得確認

- 所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である市町村民税所得割額により判断。
- 具体的な基準

- a 237,600 円を支給する基準（年収 250 万円未満程度に相当）
 - 市町村民税所得割が非課税である場合
 - b 178,200 円を支給する基準（年収 250 ～ 350 万円未満程度に相当）
 - 市町村民税所得割額が 18,900 円に①、②の合計を加えた額未満である場合
 - ① 16 歳未満の扶養親族の数× 21,300 円
 - ② 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数× 11,100 円
- ※年収は、4 人家族（妻は専業主婦、子ども 2 人（うち高校生 1 人））の世帯を想定した場合を参考として掲げている。
- ※扶養親族の年齢は、前年（4～6 月分については前々年。以下、同じ。）の 12 月末時点（前年の途中で死亡した扶養親族はその死亡の日時点）。

【 1.5 倍加算の基準額早見表①（H25.7～H26.6分）】

19 歳未満の扶養親族 ^{*1} の数（H6.1.2以降生まれ）	基準額 （市町村民税所得割額）		
	うち 16 歳未満 （H9.1.2以降生まれ）	うち 16 歳以上 19 歳未満 （H6.1.2～H9.1.1生まれ）	
0 人 ^{*2}	0 人	0 人	18,900 円未満
1 人	0 人	1 人	30,000 円未満
	1 人	0 人	40,200 円未満
2 人	0 人	2 人	41,100 円未満
	1 人	1 人	51,300 円未満
	2 人	0 人	61,500 円未満
3 人	0 人	3 人	52,200 円未満
	1 人	2 人	62,400 円未満
	2 人	1 人	72,600 円未満
	3 人	0 人	82,800 円未満

*1 H24.1.1～H24.12.30 に死亡した扶養親族も含む（年齢は死亡の日時点）

*2 生徒本人が扶養親族でない場合

【 1.5 倍加算の基準額早見表②（H26.7～H27.6分）】

19 歳未満の扶養親族 ^{*1} の数（H7.1.2以降生まれ）	基準額 （市町村民税所得割額）		
	うち 16 歳未満 （H10.1.2以降生まれ）	うち 16 歳以上 19 歳未満 （H7.1.2～H10.1.1生まれ）	
0 人 ^{*2}	0 人	0 人	18,900 円未満
1 人	0 人	1 人	30,000 円未満
	1 人	0 人	40,200 円未満
2 人	0 人	2 人	41,100 円未満
	1 人	1 人	51,300 円未満
	2 人	0 人	61,500 円未満
3 人	0 人	3 人	52,200 円未満
	1 人	2 人	62,400 円未満
	2 人	1 人	72,600 円未満
	3 人	0 人	82,800 円未満

* 1 H25.1.1～H25.12.30に死亡した扶養親族も含む（年齢は死亡の日時点）

* 2 生徒本人が扶養親族でない場合

- 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、市町村民税所得割額が1～99円となることはない。この場合、市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても、2倍加算の対象となる。

(7) 就学支援金交付金の支払請求、支払

国は就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に高等学校等就学支援金交付金として交付する。この交付金は、4～6月の第1期、7～9月の第2期、10～12月の第3期及び1～3月の第4期の年4回に分けた支払計画に基づき、国が交付額を決定し、国から都道府県に交付される。

(8) 支給期間

就学支援金の支給期間は、最大で36月である。ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で48月である。

(9) 受給資格認定

私立高等学校等に在学する生徒は、就学支援金の支給を受けようとする場合には、当該生徒が在学する学校の設置者を通じて、都道府県に対して、就学支援金の受給資格を有することの認定を申請し、その認定を受ける必要がある。

(10) 就学支援金の支給

就学支援金の支給は、受給資格認定申請のあった月（月の初日に在学している場合に限る。）から始まり、受給事由の消滅（当該私立高等学校等の卒業、中退、転学等）した月に終了する。

なお、やむを得ない理由により受給資格認定申請を行うことができない場合に、その理由がやんだ後15日以内に申請を行った場合には、当該理由により申請できなくなった日を申請日とみなして支給を受けることができる。

(11) 代理受領

就学支援金の支給は、学校設置者による代理受領でもって行われる。これは、就学支援金について、確実に授業料の支払いに充当されるようにするとともに、事務経費を極力抑えることを目的として実施するものである。

具体的には、就学支援金について、学校設置者が、在学する生徒に代わって都道府県から受領し、学校設置者がその生徒に対して有する授業料債権の弁済の一部に充てることにより代理受領を行うことになる。

したがって、学校設置者は、それぞれの授業料の徴収方法を踏まえ、適宜受領した就学支援金を当該生徒に対する授業料債権の弁済に充てることになるが、例えば、年額の授業料について就学支援金の受給前に一括納付を受けており、生徒に対して有する授業料債権が存在しないような場合には、後日納入分において相殺するか、若しくは就学支援金が交付された後に、就学支援金相当額を返金する必要がある。

(12) 休学

生徒が休学する場合、受給権者である生徒は就学支援金の支給の停止を学校設置者を通じて都道府県知事に申し出ることができる。生徒が就学支援金の支給停止を申し出れば、当該申出の日の属する月の翌月から、復学して支給再開を申し出た日の属する月まで就学支援金の支給は停止され、当該休学期間は(8)の支給期間に算入されない。

第2章 都道府県における事務

就学支援金の支給に関し、都道府県において行う事務の内容は以下のとおり。

なお、法令等で都道府県が行うことと定められている事項以外の事務については、都道府県の判断により、事務を学校設置者や外部団体等に委託することができる。

1 就学支援金交付金の申請、受領に関する事務

(1) 都道府県予算への計上

就学支援金は都道府県の事務として受給権者である生徒に支給するため、国から交付される交付金は都道府県において、まず国から資金を受け入れるために歳入予算に計上し、就学支援金の支給に係る費用を歳出予算に計上する必要がある。

歳入予算については、国から「高等学校等就学支援金交付金」、また事務費については「高等学校等就学支援金事務費交付金」として交付されることを踏まえ歳入に計上する。

歳出予算については、都道府県において、就学支援金の支給事務を実施するための科目として適切な節で予算計上する。

(2) 就学支援金交付金の交付申請

都道府県は、交付要綱に基づき、別途連絡する期日までに、算定した概算額に基づき、文部科学大臣に交付申請（旧様式 24）を行う。

文部科学大臣は、当該申請に基づき就学支援金交付金の概算交付額を決定し、都道府県に通知（様式 25）する。

(3) 就学支援金交付金の変更交付申請

都道府県は、受給権者数の変更等により（2）の交付決定額に変更がある場合には、文部科学大臣に変更承認申請書（様式 26）を提出する。

文部科学大臣は就学支援金交付金の変更交付額を決定し、都道府県に通知（様式 27）する。

なお、変更承認申請がない場合でも、文部科学大臣から、都道府県に対して、就学支援金交付金の額の変更のために必要な調査を依頼し、これに基づいて変更承認申請を行っていただく場合がある。

(4) 就学支援金交付金の支払

国は、（2）の交付決定額及び（3）の変更交付決定額を、4～6月の第1期、7～9月の第2期、10～12月の第3期及び1～3月の第4期（以下「各四半期」という。）に分けて、都道府県に対して、各四半期の最初の月を目途として就学支援金交付金を支払う。

【旧制度と新制度（平成26年4月1日施行）の適用について】

- 新制度は、平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒に適用される。原則として、平成26年4月1日前から引き続き高等学校等に在学する者は、旧制度が適用される。ただし、平成26年4月1日前に高等学校等に在学していた場合でも、一旦退学し、相当の期間を空けて、平成26年4月1日以降に再入学する際には、新制度が適用される。

- 高等学校等間で転学した者、編入学した者についても、「引き続き高等学校等に在学する者」に含むものとする。

※ 編入学に関しては、退学・入学手続において退学日・入学日に一定期間（2・3日、1～2週間など）が空く場合があるが、都道府県において、転学の場合と同様に「引き続き高等学校等に在学」としていると認められるときは、旧制度の対象者とする。

2 就学支援金の支給

(1) 受給資格認定

都道府県は、学校設置者がとりまとめた受給資格認定申請書（様式 1（旧省令様式第 1 号））（以下「認定申請書」という。）及び就学支援金の受給資格認定申請者一覧を受け取り、生徒の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定する。

ただし、学校設置者は、生徒の同意を得て認定申請に関する手続を代わって行うことができる（様式 2）（旧省令様式第 1 号の 2））。

結果については、受給権者である生徒に直接通知（認定通知は様式 5、不認定通知は様式 6）するか、学校設置者を通じて通知（様式 7）する。

(留意事項)

ア 認定申請を行う者は「生徒」である。したがって、認定申請書は生徒本人が記入すれば足り、申請に当たって保護者の同意は必要ない。なお、心身の障害等により生徒本人が記入することが困難な場合などは、親権者等の法定代理人が記入して差し支えない。

イ 受給資格は、一度認定を受ければ在学中継続して有効であり、年度毎に改めて認定を受ける必要はない。ただし転学などの場合には再度認定を受ける必要がある。

ウ 認定申請は当該私立高等学校等に在学中に限り可能（私立高等学校等に在学していない者が将来私立高等学校等に入学することを前提として申請することは不可能）。

エ 日本国内に住所を有していれば、外国籍の者であっても対象となる。

オ 海外からの留学生についても対象となる（ただし、いわゆる国費留学生や交換留学生等で、授業料の支払いが免除されている者には就学支援金は支給されない）。

カ 日本の高等学校等に在籍しながら海外に留学している者や海外から日本の広域通信制高校等の授業を受けている者についても、住民票を元の住所に維持するなど、日本国内に住所を有していると認められる場合には支給対象となる。

ただし、住民票により日本国内に住所を有していることの確認が困難な者については、日本国内に本籍地を有していることが確認できれば、支給対象として差し支えない。

キ いわゆる交換留学生協定などに基づき、留学先の現地校ではなく在籍する日本の高等学校等に授業料を支払っており、また、留学先の現地校での学習が卒業に必要な単位に換算されるような場合においては、就学支援金を支給して差し支えない。

ク 定時制や通信制等の併修先であって就学支援金の支給を受ける高等学校等でない他の高等学校等において授業を受ける場合や高等学校等以外の学校（大学、専門学校、就学支援金制度の対象となっていない専修学校一般課程など）において授業を受ける場合であっても、就学支援金の支給を受ける高等学校等に当該授業に係る授業料を支払っており、また、併修先等での学習が卒業に必要な単位に換算されるような場合においては、就学支援金を支給して差し支えない。

ただし、就学支援金の支給を受ける高等学校等に授業料を支払わない場合は、卒業に必要な単位に換算される場合であっても、就学支援金は支給されない。

ケ 過去に就学支援金を受給したことがある生徒には、「受給資格消滅通知」又は「支給実績証明書」を添付させ、これにより過去の支給実績を確認の上、支給期間を決定すること。

コ 旧法第 4 条第 2 項により、高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者については、卒業した学校の国公私立の別を問わず就学支援金を受給することができない。

私立高等学校等に在学した期間（月の初日に在学した月を 1 月として計算）が通算して 36 月（3 年制か 4 年制にかかわらず、高等学校・中等教育学校の定時制・通信制課程又は専修学校高等課程の夜間等学科・通信制学科の場合は 48 月）を超える者は、就学支援金を受給することができない。

また、平成 22 年 4 月以前に私立高等学校等を休学した期間、就学支援金の対象校として指定される前の各種学校における在学期間、日本に住所を有しない期間（例えば、海外の高等学校から日本の高等学校に転学する場合の海外の高等学校における在

- 学期間)は、36月の期間の通算から除く。
- サ 授業料が全額免除されたことにより授業料支払債務が発生していない生徒(いわゆる「特待生」)には支給されない。授業料が一部のみ免除され授業料の支払債務がある生徒はその債務額を限度として支給される。
- シ 生徒から認定申請書が提出されないことは想定していないが、仮に生徒自身で認定申請を行わない場合は、当該生徒は就学支援金を受給することができない。(学校設置者は通常の授業料を生徒から徴収することになる。)
- ス 専攻科及び別科の生徒や聴講生、科目履修生は支給対象とならない。
- セ 受給資格認定において年齢は問わない。
- ソ 旧法第7条第3項に規定する、「やむを得ない理由」としては、災害への被災や長期にわたる病欠など、本人の責めに帰さない場合が考えられる。認定申請をすることができなかった場合の「やむを得ない理由」の判断を行うのは都道府県であるが、実質的な確認作業を学校設置者が行ってもよい。
- タ 就学支援金の支給は、原則として、認定申請書が代理受給者である学校設置者に到達した日が属する月の分から支給される。
(例えば、4月に入学した者が5月になって認定申請書を学校に提出した場合、「やむを得ない理由により・・・申請をすることができなかった場合」(旧法第7条第3項)に当たると認められない限り、4月分は支給されない。)
- チ 就学支援金は、受給権者である生徒がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について支給されるものである。
入学日は学校長が許可するものであり、入学日は学校長が許可した日となるが、通常、学年は4月1日に始まり3月31日に終わることから、4月分の支給に関しては、特段の定めがない場合は、入学式の日にかかわらず入学日は4月1日として取り扱って差し支えない。
ただし、学則等において、入学日を4月2日以降の日として規定している場合は、4月分が支給されないが、例えば、「高等学校等就学支援金の支給に関する限りにおいて、生徒が4月1日に在学しているものとみなす。」などと学則等において規定することにより、4月分の就学支援金を支給することは可能。

(学校設置者が代理申請を行う場合の留意事項)

- ア 学校設置者が認定申請手続を生徒に代わって行うための同意を得るに当たっては、入学関係書類に「別段の申出がなければ、受給意思と申請手続の代理に関する同意があるものとみなし、学校が代わって申請手続を行いますので、受給を希望しない場合は、〇月〇日までに申し出てください。」と記載するなど黙示の同意による方法でも差し支えない。
- イ 過去に在学期間が存在し得ない生徒(満15歳で4月1日に入学する生徒)以外からは、過去の在学期間について、別途確認する必要があるため、在学期間申告書(様式3)を学校設置者に提出させる。
- ウ 就学支援金の受給を希望しない生徒は、不受給申出書(様式4)を学校設置者に提出する。

(2) 就学支援金の加算

就学支援金の加算を望む生徒は、加算届出書(様式15(旧省令様式第2号))に保護者等の課税証明書等を添付して、学校設置者に提出する。学校設置者は生徒から提出された加算届出書等を取りまとめて、加算支給届出者一覧(様式16)を作成し、都道府県に提出する。都道府県は、学校設置者から提出された届出者一覧により、加算の可否を判定する。

なお、加算要件の確認に係る事務については、他の事務と同様、学校設置者等にその業務を委託等することができるが、その際には、個人情報取扱に関する保護者や学校設置者の意見等を十分に斟酌した上で、具体的な取扱いを定めることが必要である。

(留意事項)

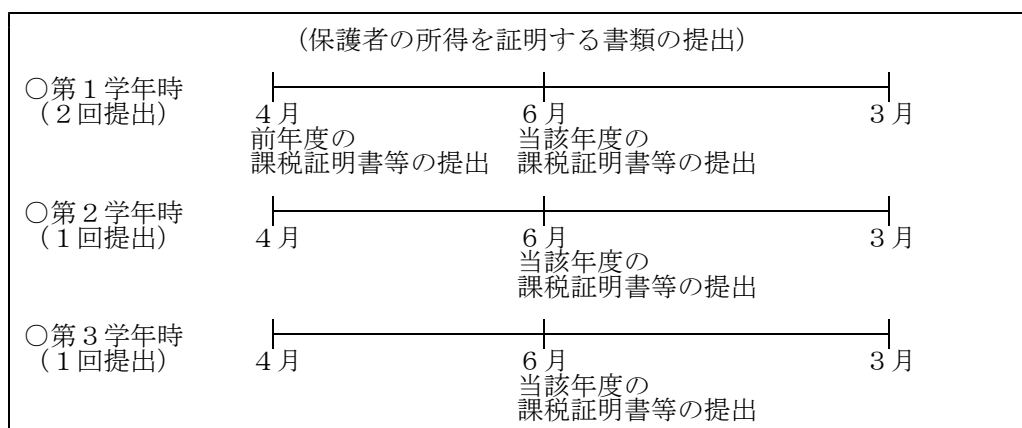
ア 4～6月の加算支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの。以下同じ。）を提出し、7月～翌年3月については、当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの。以下同じ。）を提出することが必要となる。

課税証明書等の保護者の所得を証明する書類は通常毎年6月中に発行されるところ、就学支援金の加算を希望する生徒は、第1学年時の4月（※）に前年度の課税証明書等を添付した加算届出書を提出し、6月以降の都道府県の定める提出期限までに当該年度の課税証明書等を添付した加算届出書を提出する必要がある。

その後は、第2学年時及び第3学年時の6月以降の都道府県の定める提出期限までに、当該年度の課税証明書等を添付した加算届出書を提出する。

※ 4～6月分の加算支給を受けるための前年度の課税証明書等についても、4月に提出することを基本とする（なお、来年度以降の2年生・3年生については、前年度の7月に提出した証明書等により、6月まで就学支援金を加算することができる）が、具体的には都道府県の定める期限までに提出すること。

ただし、例えば、都道府県が定める期限を7月とする必要がある場合、7月に前年度の課税証明書等を提出すれば、4～6月分の加算額についても支給することは可能。また、当該期限までに提出できないやむを得ない理由がある場合には、遡って支給することは可能。



イ 加算額は、加算届出書の提出があった日の属する月の翌月分から支給する（ただし、加算届出書の提出があった日が月の初日である場合には、当該月分から支給する。）

なお、入学時など認定申請書と併せて加算届出書が提出される場合、就学支援金は認定申請書の提出があった日が属する月分から支給される（月の初日に在学している場合に限る。）ことから、加算届出書の提出があった日が月の初日でなくとも、当該月分から加算額を支給する。

ウ 保護者等の所得を証明する書類をどのような書類とするかは、市町村民税所得割額が確認できるもの（課税証明書、納税通知書など）について、都道府県が判断する。

<課税証明書以外で市町村民税所得割額が確認できる書類>

- 保護者等が給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、毎年5～6月に勤務先から配付される市町村民税の特別徴収額の決定・変更通知書。
- 自営業などの場合は、毎年6月に発行される市町村民税の納税通知書。

所得確認の際は、原則、所得の有無にかかわらず保護者等全員についての課税証明書等を提出する必要がある。

一方で、保護者のうち片方が控除対象扶養者であれば、ほとんどの場合、収入が100万円以下となるため地方税法の規定により市町村民税所得割が非課税となるが、控除対象配偶者であっても、収入が100万円を超える場合には、市町村民税所得割が課されることとなる。ただし、市町村民税所得割が課されたとしても、最大で3,000円程度であるため、所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合は、必ずしも、非課税証明書の提出を求める必要はない。なお、収入が100万円以下であ

る場合には、地方税法の規定により、市町村民税所得割は課することができない。

エ 1.5倍加算については、保護者の扶養親族の人数・年齢を確認するため、
① 扶養親族の記載（「16歳未満扶養親族」、「その他扶養」等の人数）が省略されていない課税証明書等（a、b参照）

② 16歳以上19歳未満の扶養親族分の健康保険証の写し（c～h参照）の提出が必要となる。

ただし、所得割額の合算が18,900円未満の場合は、扶養親族の有無にかかわらず基準を満たすため、健康保険証の写しの提出を不要としてもよい。

基準額の算定に用いる「扶養親族」は、税法上の扶養親族であり、課税証明書に記載された人数をベースとする（課税手続上、申告していない扶養親族は含めない）が、課税証明書のみでは、扶養親族のうち16歳未満・16歳以上19歳未満の人数が把握できないため、健康保険証の写しなどにより当該扶養親族の推認を行う。

a 課税証明書等に扶養親族の記載がない場合、源泉徴収票や確定申告書（控）*等により扶養親族の人数・年齢を確認することとする。

※それぞれ事業所印（または代表者印）、税務署受付印のあるもの（確定申告を電子申請で行った場合には、電子申告の受信通知）とする。

b 市民税・都道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書に、扶養親族の人数・控除の内訳が記載されていれば、課税証明書の代わりとしてもよい。

c 税法上の「扶養親族」と医療保険法上の「被扶養者」では、収入等の要件が異なるが、本件事務においては、「被扶養者」を「扶養親族」と推認する。

d 国民健康保険の場合は、家族ではなく、個人単位で加入するため、扶養関係は分からない。このため、国民健康保険証又は住民票等により、同一世帯に属する子どもを扶養親族と推認する。

e 課税証明書等に扶養親族の記載がないため、確定申告書（控）を提出させる場合には、扶養親族の生年月日が確定申告書（控）により確認できれば、必ずしも健康保険証の写しは必要ない。

f 課税証明書等で16歳未満の扶養親族しかいないことが確認できる場合（「16歳未満」欄に人数が記載され、「その他扶養」欄が0人の場合など）には、健康保険証の写しは必要ない。

g 健康保険証を持っていない場合や前年（4～6月分については前々年）の12月末時点では保護者の扶養親族だった者が、就職等により医療保険法上の被扶養者でなくなった場合は、健康保険証の写しの代わりに、住民票などで同一世帯に属することを確認し、扶養親族と推認する。ただし、その子どもが、保護者と別居し住民票を異動させている場合などは、住民票の除票の写し、母子手帳等により扶養関係を推認する。

h 前年（4～6月分については前々年）の途中で死亡した扶養親族の確認書類としては、例えば、死亡届記載事項証明、死亡の記載のある戸籍謄抄本・住民票等が考えられる。

オ 生徒が1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている世帯に属している場合には、翌年度の市町村民税所得割が非課税となることから、保護者の所得を証明する書類として、生活保護受給証明書（就学支援金が支給される月の属する年（1～6月分についてはその前年）の1月1日時点で生活保護の対象であることが確認できるものに限る。）を提出することにより、2倍加算の対象となる。

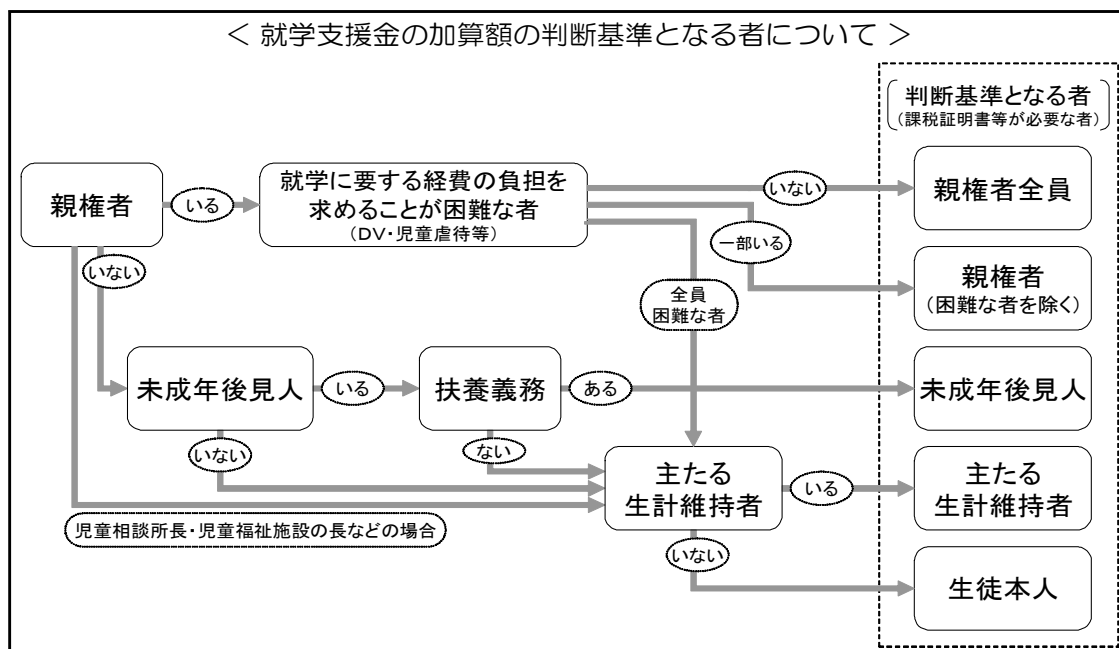
カ 保護者が海外に在住している等の理由により、保護者全員又は一部の者の所得割額を証明する書類が提出できない場合は、加算支給の対象とはならない。

キ 税額を判断する基準となる保護者は、生徒の親権を行う者であり、実質的な監護関係によって判断するものではない。ただし、親権者が、ケの生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者である場合には、本法の適用においては、その者は保護者には含まれない。

なお、保護者が未成年後見人の場合であって、その未成年後見人が生徒の扶養義務（民法に定めるものをいう）を負わない者であるときは、生徒の「就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」に該当すると考えることがで

- きる。
- ク 生徒に保護者がいない場合には、加算の基準となる税額は、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の税額となる。
- なお、成人には親権者がいないため、成年に達した生徒の場合には本法の適用上「受給権者に保護者がいない場合」にあたる（未成年者であっても婚姻した場合は成年に達したものとして取り扱う。）。
- 生計を維持している者という概念は、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるに当たって用いられている概念と同等の者であるので、簡便な確認手段として、例えば健康保険証を確認すること等によることが考えられる。
- ケ ドメスチックバイオレンス（DV）や児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪により接触することができない場合など、やむを得ない理由により保護者のうち一方又は双方の証明書類が提出できない場合には、当該事情を明らかにした上で、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断することができる。
- コ 保護者が両親でない者の場合には、当該保護者の所得割額をもって判断する。ただし、以下の者が保護者である場合には、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の所得により判断する。
- a 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- b 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- c 法人である未成年後見人
- d 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- サ 生徒が里親に養育されている場合や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）において養育を受ける場合には、生徒本人の税額により加算判定を行う。
- ただし、親権者（生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く）がいる場合又は里親が未成年後見人（扶養義務のある者に限る）に選任されている場合は、当該親権者又は里親の税額により加算判定を行う。
- シ 市町村民税所得割額を確認すべき者が生徒本人であり（未成年である者に限る。）、税の申告を行っていないため当該生徒の課税証明書等が提出できない場合は、当該生徒の市町村民税所得割が非課税であることが明らかであることを確認した上で、課税証明書等の添付を要しないこととすることができる。
- ス 生徒本人や保護者以外の家族に所得がある場合であっても、本人や保護者以外の家族の所得は合算しない。
- セ 就学支援金の加算を決定するのは都道府県であるが、保護者の所得を証明する書類の実質的な確認作業などについて都道府県が学校設置者に事務委託すること等は可能。
- ソ 所得要件の確認を行う保護者等は、就学支援金が支給される当該月ごとの保護者等となる。したがって、年度の途中で婚姻もしくはその解消、受給権者が成年に達した等により保護者等に変更がある場合には、改めて課税証明書等を添付した加算届出書を提出する必要がある。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の課税証明書等を提出しているときは、当該課税証明書等を改めて添付することを要しない。
- この場合において、保護者等の変更により加算の要件を満たさなくなったときは、保護者の変更の事由が生じた日の属する月の翌月分から（当該事由が生じた日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更される。
- 一方、保護者等の変更により加算の要件を満たさなくなったときは、加算届出書等の提出があった日の属する月の翌月分から（提出があった日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更される。なお、保護者（親権者）が再婚した場合であっても、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わないことにより、生徒の親権者とならない場合は、当該者は、就学支援金制度における保護者には該当しない。
- タ 課税証明書等は原本を提出することが望ましいが、都道府県の判断により、複写としても差し支えない。

チ 加算届出書における「記入者署名」欄の署名は、受給権者である生徒本人又は保護者（旧令第4条第2項第1号に規定する保護者のほか、児童相談所長等の親権を行う者及び旧令第4条第2項第2号に規定する「当該受給権者が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者」に該当する者を含む。）の名で行う。



ツ 加算届出書の2(1)(保護者が1人の場合又は親権者若しくは未成年後見人の一部に保護者に該当しない者がいる場合)の理由欄については、以下の記入例を参考にされたい。

a 離婚又は死別等により、保護者が1人の場合

(記入例)

平成〇年〇月〇日に離婚【離婚、死別等の理由】したことにより、親権者は母親【続柄】である〇〇花子【保護者氏名】のみであるため、元配偶者の課税証明書等を提出できません。

b 一方の保護者が就学に要する経費の負担を求めることが困難な者であり、保護者に該当しない場合

(記入例)

平成〇年〇月〇日頃から〇〇太郎【生徒氏名】の父が失踪【失踪やDV等の理由】したことにより、就学に要する経費を負担している者は、母親【続柄】である〇〇花子【保護者氏名】のみであるため、配偶者の課税証明書等を提出できません。

テ 加算届出書の2(2)①(保護者がおらず、生徒本人又は主たる生計維持者の課税証明書等を提出する場合)の理由欄については、以下の記入例を参考にされたい。

a 生徒本人の課税証明書等を添付する場合

(記入例)

平成〇年〇月〇日に保護者が離婚【離婚、死別等の理由】したことにより、母のみが親権者となりましたが、その後、平成〇年〇月〇日に母が死亡【失踪・死亡等の理由】し、現在は、主として私の生計維持に当たっている者もないため、私の課税証明書を添付します。

b 主たる生計維持者の課税証明書等を提出する場合

(記入例)

平成〇年〇月〇日に保護者が離婚【離婚、死別等の理由】したことにより、母のみが親権者となりましたが、その後、平成〇年〇月〇日に母が死亡【失踪・死亡等の理由】し、現在は、母の兄、△△和夫【生計維持者氏名】が主として私の生計維持に当たっていますので、△△和夫の課税証明書を添付します。

- ト 税の更正又は決定があり、課税額に変更が生じた場合は、速やかに変更後の課税証明書等を都道府県に提出する必要がある。この場合の加算支給の取扱いは、以下のとおりとする。
- ア 加算支給を受けていた生徒について、所得税法に係る更正又は決定により、所得割額が1.5倍加算の基準額を超える又は市町村民税所得割を課されるに至った場合は、当該更正又は決定の原因が生徒・保護者の側にあるか否かにかかわらず、要件に該当していなかった月分の加算支給額は全額返還する必要がある。
 - イ 加算支給を受けていた生徒について、生徒・保護者の側によらない原因により所得税に係る更正が行われ、市町村民税所得割を課されないこととなった場合は、やむを得ない理由がやんだ後（更正通知書を受け取った日の翌日から原則15日以内に）市町村民税所得割を課されないこととなった旨の申出を行った場合には、要件を満たしている月分の加算支給を行う。
 - ウ 加算支給の届出を行っていなかった生徒について、生徒・保護者等によらない原因により所得税に係る更正があったことにより、要件を満たすこととなった場合は、やむを得ない理由がやんだ後（更正通知書を受け取った日の翌日から原則15日以内に）加算支給の届出を行った場合には、更正後の市町村民税所得割額によって要件を満たしていた月分の加算支給を行う。
 - エ a～cの取扱いについては、生徒が既に高等学校等を卒業した場合においても同様とし、支給に係る手続は、卒業した高等学校等を経由して行うことを基本とする。
- ナ 生徒の保護者等が税の申告を行っていないため市町村民税所得割額が確認できない場合は、所得確認ができないため、加算支給されない。この場合においては、税の申告を行った上で課税証明書等を取得し、都道府県へ提出するものとする（上記シの市町村民税所得割額を確認すべき者が未成年の生徒本人である場合は除く。）。

（3）就学支援金の支給額決定（交付決定）

都道府県は、学校設置者からの交付申請（様式31）を受けて、受給権者である生徒の支給額を決定（交付決定）し、支給額決定（交付決定）通知を受給権者である生徒に直接通知（様式32）するか、学校設置者を経由して通知（様式33、様式34）する。

【「授業料減免」、「奨学金」と就学支援金の関係について】

- 就学支援金の額は、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合にあつては、支給限度額）とされており（旧法第6条第1項）、すなわち、支給対象高等学校等の設置者である学校法人等が有する受給権者（生徒）の授業料に係る債権（以下「授業料債権」）の額となる。
- ここで、「授業料減免」については、一般的に、学校法人等が、授業料債権の額そのものを変更することで、授業料の一部又は全部を免除することを意味している。このため、学校法人等が「授業料減免」を実施する場合の就学支援金の額は、「授業料減免」による変更後の授業料債権の額となる。
- また、「奨学金」については、一般的に、学校法人等が、その有する授業料債権とは別途、生徒に対して給付する学資金を意味している。このため、学校法人等が「奨学金」を給付する場合には、授業料債権の額に変更は生じない。
- すなわち、学校法人等において「奨学金」を授業料債権と相殺し、実際に金銭を生徒に給付しない場合であっても就学支援金は支給される。

（4）1単位あたりの授業料を設定している場合の特例

1単位あたり授業料を設定し徴収している場合（以下「単位制」という。）は、下記のルールにより取り扱うこととする。

(単位制の支給額決定ルール)

ア 支給対象単位数の上限

支給上限は、学校教育法施行規則に定める卒業要件である 74 単位とする（履修単位数であり、修得単位数ではない）。

イ 年間の支給対象単位数の上限

30 単位とする。

ウ 支給期間の上限

a 全日制高校等（b・c 以外）：36 月

b 高等学校・中等教育学校の定時制・通信制の課程：48 月

c 専修学校高等課程の夜間等学科・通信制学科：48 月

※ 以下、b 及び c を「定時制課程等」という。

支給期間については、登録単位の有無に関わらず、在学していればカウントする。

※ただし、休学の場合には、本人が就学支援金の支給停止を申し出れば、支給期間のカウントを一時停止することができる。

エ 基準額の設定方法

1 単位の教育内容に対する対価は、課程の別にかかわらず同等と考えられることから、支給額についても、課程の別や修業年限にかかわらず、以下のとおり 1 単位あたりの支給限度額を設定する。

a 1 単位あたりの支給額

・ $118,800 \text{ 円} \times 3 \text{ 年} \div 74 \text{ 単位} \approx 4,816 \text{ 円} \rightarrow 4,812 \text{ 円}$

※定時制課程等で修業年限が 4 年の場合も同様。

b 1 単位あたり月額

$4,812 \text{ 円} \div \text{履修期間}$

※学校において 1 単位当たりの支給額よりも低い授業料額を設定している場合には、その授業料額 \div 履修期間として計算。

c 支給限度額

(1 単位あたり月額) \times 登録単位数 (端数切捨て)

《例 1》

授業料額 7,000 円/単位、25 単位登録、履修期間 12 月の場合

・ 授業料月額： $7,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} \times 25 \text{ 単位} = 14,583 \text{ 円}$ (端数切捨て)

・ 支給限度額： $4,812 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} \times 25 \text{ 単位} = 10,025 \text{ 円}$

・ 支給額：授業料月額 $>$ 支給限度額 $\rightarrow 10,025 \text{ 円}$

《例 2》

授業料額 8,000 円/単位、40 単位登録、履修期間 12 月、2 倍加算の場合

・ 授業料月額： $8,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} \times 40 \text{ 単位} = 26,666 \text{ 円}$ (端数切捨て)

・ 支給限度額： $4,812 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} \times 30 \text{ 単位} \times 2 \text{ 倍} = 24,060 \text{ 円}$

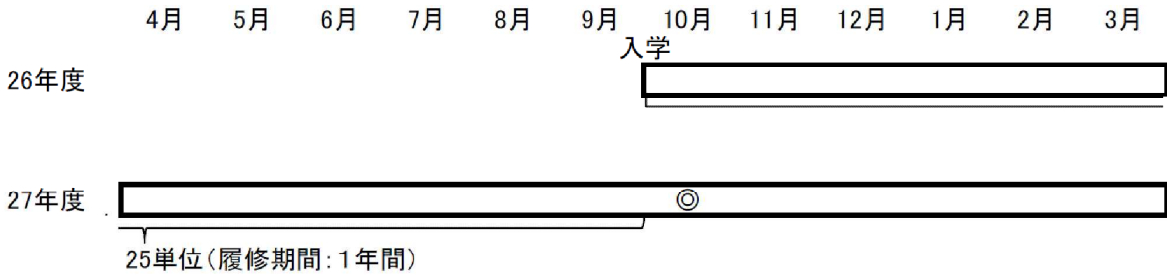
・ 支給額：授業料月額 $>$ 支給限度額 $\rightarrow 24,060 \text{ 円}$

オ 就学支援金の支給対象とならない履修単位の扱い

平成 22 年 4 月の制度開始前に履修した科目（履修期間が満了しているものに限る。）の単位数についても、支給対象単位数の上限である 74 単位の計算に含むものとする。ただし、この場合においては、年間 30 単位を限度とするのではなく、履修科目の全ての単位数を 74 単位の計算に含めるものとする（例えば、制度開始前に 1 年間で 35 単位履修した上で退学した生徒の残支給単位数は、 $74 - 30 = 44$ 単位ではなく、 $74 - 35 = 39$ 単位）。

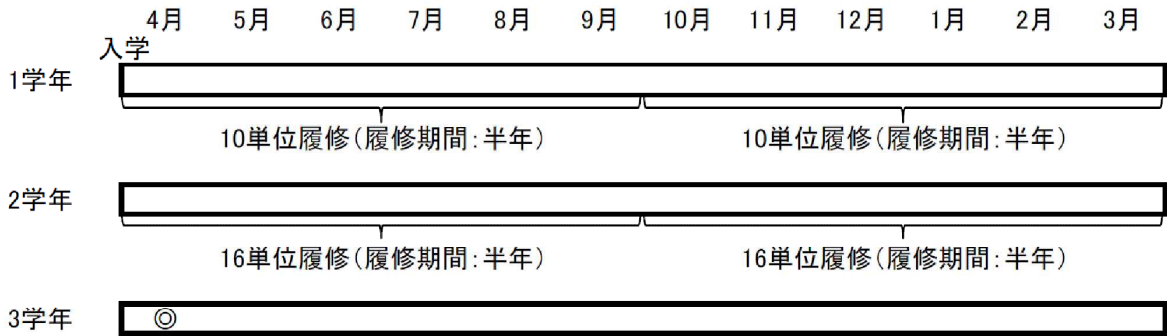
なお、留学先の現地校、定時制・通信制等の併修先の高等学校等及び高等学校等以外の学校（大学、専門学校、就学支援金制度の対象となっていない専修学校一般課程など）における学習、学校外活動（ボランティア活動、就業体験及び高等学校卒業程度認定試験の合格など）について、就学支援金の支給を受ける高等学校等に授業料を支払わない場合は、卒業に必要な単位に換算される場合であっても、就学支援金の支給対象単位数の上限である 74 単位及び年間の支給対象単位数の上限である 30 単位の計算には含めない。

【ケースA — 年度をまたいで履修する場合の年間上限30単位の考え方 —】



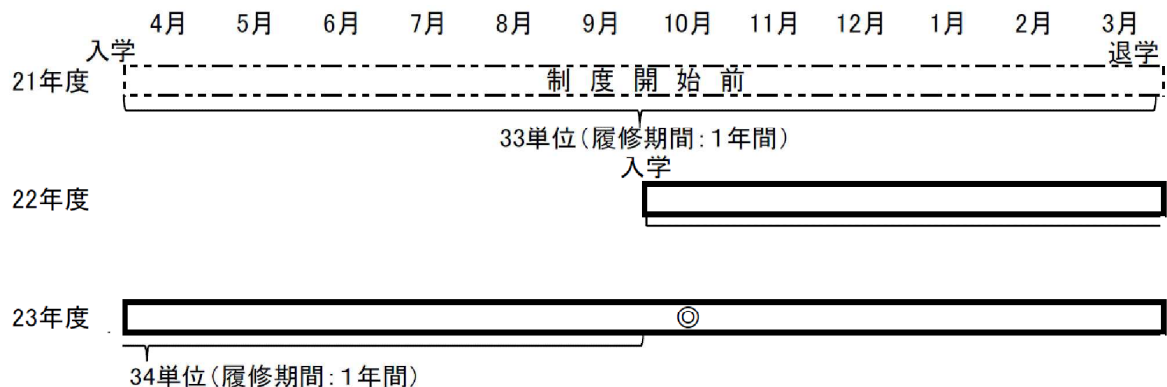
27年度10月分の支給対象単位数は、30単位
 (26年度10月～27年度9月まで履修した25単位は、算定月(27年度10月)の属する年度において履修を開始した科目ではないため)

【ケースB — 年間30単位を超えて履修した場合の通算上限74単位の計算における扱い —】



3学年4月における残支給単位数は、74単位－10単位×2－30単位＝24単位
 (2学年時の履修単位数は16単位×2＝32単位であるが、年間上限の30単位まで算入)

【ケースC — 制度開始前の履修単位数の通算上限74単位の計算における扱い —】



23年度10月における残支給単位数は、74単位－33単位－30単位＝11単位
 (21年度の33単位は、新制度開始前の履修単位数であるため、全て74単位の計算に算入。
 22年度10月～23年度9月まで履修した34単位については、年間上限の30単位まで算入。)
 ※なお、22年度10月～23年度9月までに履修した34単位は、算定月(23年度10月)の属する年度において履修を開始した科目ではないため、年間上限30単位の計算には含まれず、23年度10月分は最大11単位支給可能。

【単位制高校の各月の支給限度額イメージ】

26年度		27年度		28年度	
4月	10月	4月	10月	4月	10月
20単位履修(支給対象20単位)		25単位履修(支給対象25単位)		25単位履修(支給対象14単位)	
支給限度額: 8,020円/月 (20単位) ①	支給限度額: 12,030円/月 (30単位) ②	支給限度額: 14,035円/月 (35単位) ③	支給限度額: 12,030円/月 (30単位) ④	支給限度額: 7,619円/月 (19単位) ⑤	支給限度額: 5,614円/月 (14単位) ⑥
25単位履修(支給対象10単位)			25単位履修(支給対象5単位)		

※履修期間は全て1年間とする

上記の例では、各年度の4月と10月が「算定月」となる。

①～⑥の各期間の支給限度額の算定方法は以下のとおり。

- ①: $4,812円 \div 12月 \times 20単位 = 8,020円/月$
- ②: $4,812円 \div 12月 \times 30単位 (\text{※}1) = 12,030円/月$
- ③: $4,812円 \div 12月 \times 35単位 (\text{※}2) = 14,035円/月$
- ④: $4,812円 \div 12月 \times 30単位 (\text{※}1) = 12,030円/月$
- ⑤: $4,812円 \div 12月 \times 19単位 (\text{※}3) = 7,619円/月$
- ⑥: $4,812円 \div 12月 \times 14単位 (\text{※}3) = 5,614円/月$

※1) 年間上限 30 単位ルール

②の例では、算定月(26年度10月)の属する年度において、算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数(20単位)と算定月に履修を開始する科目の単位数(25単位)の合計が30を超えるため、算定月に履修を開始する科目の単位数のうち超過分の単位数(15単位)は支給対象とならない。④の考え方についても同様。

※2) 年間上限 30 単位ルール — 年度をまたいで履修する場合 —

26年度10月に履修を開始した25単位については、算定月(27年度4月)の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数ではないため、算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数(0単位)と算定月に履修を開始する科目の単位数(25単位)の合計が30を超えず、算定月に履修を開始する科目の単位数(25単位)全てを支給対象として合算できる。その結果、26年度10月に履修を開始した科目の単位数のうち支給対象となっている10単位と算定月に履修を開始する25単位の合計35単位が支給対象となる。

※3) 通算上限 74 単位ルール

(⑤について)

年間上限の扱いについては③と同様だが、算定月(28年度4月)の属する年度の前年度までに履修を開始した科目であって支給対象となったものの単位数(20単位+10単位+25単位+5単位)と算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数(0単位)と算定月に履修を開始する科目の単位数(25単位)の合計が74を超えるため、算定月に履修を開始する科目の単位数のうち超過分の単位数(11単位)は支給対象として合算できない。その結果、27年度10月に履修を開始した科目の単位数のうち支給対象となっている5単位と28年度4月に履修を開始する科目の単位数のうち支給対象として合算できる14単位(25単位-上限超過分11単位)の合計19単位が支給対象となる。

(⑥について)

算定月(28年度10月)の属する年度の前年度までに履修を開始した科目であって支給対象となったものの単位数(20単位+10単位+25単位+5単位)と算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目のうち支給対象となったものの単位数

(14 単位) の合計が 74 となるため、算定月に履修を開始する科目の単位数を支給対象として合算できない。その結果、28 年度 4 月に履修を開始した科目の単位数のうち支給対象となった 14 単位が支給対象となる。

カ 転出入する場合の支援金の算出方法

<転学の場合における転学後の支給期間（一般ルール）>

- i) 全日制高校等の場合
→ 「36 月から私立高等学校等に在学した月数（支給停止期間を除く。以下同じ。）を除いた月数」とする。
- ii) 定時制課程等の場合
→ 「48 月から私立高等学校等に在学した月数を除いた月数」とする。
- iii) 全日制高校等から定時制課程等に異動した場合
→ 「48 月から私立高等学校等に在学した月数× 4/3（端数切捨て）を除いた月数」とする。
- iv) 定時制課程等から全日制高校等に異動した場合
→ 「36 月から私立高等学校等に在学した月数× 3/4（端数切捨て）を除いた月数」とする。
- v) 全日制高校等と定時制課程等の間を複数回異動している場合
 - a. 全日制高校等に異動する場合
→ 36 月－（全日制等月数＋定時制等月数× 3/4）（端数切捨て）
 - b. 定時制課程等に異動する場合
→ 48 月－（全日制等月数× 4/3＋定時制等月数）（端数切捨て）

上記一般ルールに基づき、以下のとおりとする。

パターン (1) 学年制から単位制（単位ごとに授業料を徴収する場合）に転入

(例)・全日制（学年制）高校を 1 年次の 12 月在籍、32 単位履修で転出、定時制（単位制）高校に転入

① 転入後の支給期間（一般ルール）

残支給期間：48 月－12 月× 4/3 = 32 月 以内で支給

② 転入後の支給額（単位ごとに授業料を徴収する場合のルール）

(74－32) = 42 単位 まで支給可能

※年間の登録上限は 30 単位。ただし、学年制在籍時の履修単位数には 30 単位の年間上限を適用させない。

パターン (2) 単位制（単位ごとに授業料を徴収する場合）から学年制に転入

(例)・定時制（単位制）高校を 19 月在籍、登録単位 35 単位（1 年目：20、2 年目：15）で転出し、全日制（学年制）高校に転入

※登録単位数によらず、既支給期間に基づき残りの支給期間を算出する

① 転入後の支給期間（一般ルール）

残支給期間：36 月－19 月× 3/4 = 22 月 まで支給可能

② 転入後の支給額

月額 (9,900 円 (全日製の 1 月あたりの授業料額)) × 22 月

キ 年度の途中で 1 単位毎の授業料額を定める課程に異動した場合の取扱

(例) ある生徒が、A 校において、12 月の履修期間で当該年度に 25 単位を登録し、4 月から 10 月までの 7 月間在学した（ただし、当該単位に係る科目の履修は修了していない）。その後、当該生徒が B 校に入学し、当該年度に 10 単位を登録の上 11 月から 3 月までの 5 月間在学した。

① A 校での履修を承継して B 校に入学した場合

- 1 単位当たりの支給限度額を除く月数は、A 校で履修期間として登録した月数と

し、合算する単位数は、B校で登録した単位数とする。

B校での1月あたりの支給限度額：4,812円÷12月×10単位

- A校からB校への移動の際に承継しなかった15単位は、履修期間が満了しなかったことになるため、3年間の合計で74単位までとする支給単位の上限の計算に含まない。

② A校での履修を承継せずB校に入学した場合

- 1単位当たりの支給限度額を除く月数は、B校で履修期間として登録した月数とし、合算する単位数は、B校で登録した単位数とする。

B校での1月あたりの支給限度額：4,812円÷5月×10単位

- A校で登録した25単位分は、B校への入学の際に承継せず履修期間が満了しなかったことになるため、3年間の合計で74単位までとする支給単位の上限の計算に含まない。

※履修期間満了の考え方が休学時と異なるので注意（キ参照）

ク 年度途中で休学した場合の残支給期間と残支給単位数

(例) ある通信制高校において、履修期間の2/3の履修(出席)を満了し且つ期末試験に合格すれば単位が取得できる場合、履修期間12月、2単位の科目について、生徒Aは最後の4ヶ月を休学したが期末試験には合格したため単位を修得し、生徒Bは最後の4ヶ月を休学したが期末試験には合格しなかったため単位を修得できなかった。

この場合、生徒Aと生徒B共に残支給期間と残支給単位数は、以下のとおりとなる。

① 支給停止を行った場合

- 残支給期間：支給停止を行った翌月から支給期間が停止する。

48月－8月＝40月

※休学中の履修期間(4月)分は支給しない。

- 残支給単位数：休学(支給停止)期間にかかわらず、全ての履修単位数を支給単位数の上限に含める。

74単位－2単位＝72単位

② 支給停止を行わなかった場合

- 残支給期間：すべての履修期間を支給期間の上限に含める。

48月－12月＝36月

※休学中の履修期間(4月)分も支給する。

- 残支給単位数：休学期間にかかわらず、全ての履修単位数を支給単位数の上限に含める。

74単位－2単位＝72単位

※履修期間満了の考え方が退学時と異なるので注意（カ②参照）

ケ 単位修得のない専修学校高等課程における履修の単位換算

単位修得のない専修学校高等課程における履修を単位数に換算する場合は、専修学校設置基準第23条第2項において、一単位当たりの授業時数は、35時間をもって1単位とすることと規定されていることから、以下のとおり算定する。

(例) 前籍校(高等専修学校)において800時間の授業を受け、その後、単位制高校に転入する場合の残支給単位数

74単位－(800時間÷35時間)＝51単位(端数切捨て)

コ 前籍校での既履修単位数が確認できない場合の算定方法

前籍校が、学校教育法施行規則第28条第2項における保存期間5年が経過した後に指導要録等を破棄し、前籍校における履修単位数が確認できない状況で単位制高校に入学する場合は、支給期間の上限(全日制高校等：36月、定時制課程等：48月)に対する前

籍校の在籍期間の割合に応じて、既履修単位数を算定する。

(例) 前籍校(定時制)に12月在籍し(既履修単位数は確認できず)、新たに通信制高校に入学する場合の残支給単位数

(5) 就学支援金の支給額変更決定 (変更交付決定)

都道府県は、学校設置者を通じて変更交付申請 (様式 35) を受けて、就学支援金の支給額を変更するときは、支給額変更決定 (変更交付決定) を直接受給権者である生徒に通知 (様式 36) するか、または、学校設置者を經由 (様式 37、様式 38) する。

(6) 就学支援金の支給

都道府県は、毎月 1 日の在籍状況に基づき、就学支援金の代理受領者である学校設置者に対して就学支援金を支給する。なお、学校設置者等に対し、就学支援金の支給を行わせるための原資をあらかじめ交付することとなっている場合には、就学支援金の支給時期や、国の都道府県に対する交付金の交付時期に関わりなく、支払とは別に都道府県の判断により行うことができる。

3 就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定

都道府県は、毎年度、都道府県の定める期日までに、学校設置者から就学支援金の実績報告 (様式 40) を受ける。都道府県は、学校設置者からの報告を集計し、文部科学大臣に前年度の就学支援金の実績を報告 (様式 29) する。

文部科学大臣は、4 月 10 日までに都道府県から実績報告を受けて、就学支援金交付金の額を確定し、都道府県に通知 (様式 30) する。都道府県は当該通知を受領後、就学支援金の確定額を学校設置者に通知 (様式 41) するとともに、当該年度における生徒個人の支給実績を生徒に直接通知 (様式 42) するか、または、学校設置者を通じて通知 (様式 43) する。

4 就学支援金の受給資格消滅の通知、就学支援金支給実績証明書

学校設置者は、受給権者である生徒の受給権が退学、除籍及び転学等の理由により消滅した場合 (修業年限が 3 年未満の課程の卒業、通算在学期間が 36 月未満での卒業、退学、除籍及び転学、等を対象とし、36 月在学した上で卒業もしくは修了した者、私立高等学校に在学した期間が通算して 36 月を超える者は除く。) は、受給資格消滅者一覧 (様式 10) を作成し都道府県に提出する。都道府県は、学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、受給権者である生徒の受給資格の消滅を確定し、直接生徒に通知 (様式 11) するか、または、学校設置者を通じて通知 (様式 12、様式 13) する (生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等へ通知を送付する必要はない)。

この受給資格消滅通知は、生徒が転学や再入学、海外留学からの帰国等により高等学校等に在籍することとなった際に就学支援金を再び受給するに当たっての残受給期間を確認するために必要であり、当該受給資格消滅通知を紛失した生徒は、就学支援金を受給することができなくなってしまう。そのため、受給資格消滅通知を紛失等した生徒は支給実績証明書の発行を都道府県に申請 (様式 22) することができる。都道府県は当該申請があった場合は、支給実績証明書 (様式 23) を発行しなければならない。

5 休学に伴う就学支援金の支給停止、再開

受給権者である生徒が休学する場合、学校設置者を通じて都道府県に対して就学支援金の支給停止を申し出ることができる。支給停止を希望する生徒は、支給停止申出書 (様式 18 (旧省令様式第 3 号)) を学校設置者に提出する。学校設置者は生徒から提出された支給停止申出書を都道府県に提出する。支給停止申出書を受領した都道府県は、支給停止を決定し、当該申出をした生徒に学校設置者を通じて支給停止通知 (様式 19) を発出する。

休学を終えて就学支援金の支給再開を希望する生徒は、学校設置者を通じて都道府県に対して支給再開を申し出る必要がある。支給再開を希望する生徒は、支給再開申出書 (様式 20 (旧省令様式第 4 号)) を学校設置者に提出する。学校設置者は生徒から提出された支給再開申出書を都道府県に提出する。支給再開申出書を受領した都道府県は、支給再開

を決定し、当該申出をした生徒に学校設置者を通じて支給再開通知（様式 21）を発出する。

（留意事項）

- ア 支給停止・再開申出書の提出があった日の属する月の翌月分から支給停止・再開する（ただし、支給停止・再開申出書の提出があった日が月の初日である場合には、当該月分から支給停止・再開する。）。
- イ 生徒が入学と同時に休学するなど、認定申請書と同時に支給停止申出書を提出した場合、就学支援金は認定申請書の提出があった日の属する月分から支給されることから、支給停止申出書の提出が月の初日でなくとも、当該月分から就学支援金の支給を停止する。
- ウ 復学前であっても支給再開の申出を行うことはできる。この場合、休学期間中に授業料が生じていれば、支給再開申出書の提出があった日の属する月の翌月分から（月の初日の場合は当該月分から）、就学支援金の支給を受けることができる。

6 転学に伴う就学支援金の取扱い

生徒の転学時における就学支援金の支給事務において留意すべき事項は以下のとおり。

（留意事項）

- ア 転学をした場合には、改めて学校設置者を通じて認定申請を都道府県に対して行う必要がある。その際、認定申請書にこれまでの私立高等学校等への在学状況を記載させるとともに、転学元の学校が所在する都道府県から生徒に発行される受給資格消滅通知書又は支給実績証明書を添付させる必要がある。（同一学校内において課程を変更する場合にも、改めて認定申請書を提出することが必要。）
- イ 転学したか否かにかかわらず、私立高等学校等に在学している期間が 36 月までの者（定時制・通信制課程等は 48 月）には、就学支援金が支給される。したがって、私立高等学校等から他の私立高等学校等へ転学した場合には、編入学・再入学を問わず、36 月からそれまでの通算在学期間（支給停止期間を除く。）を除いた月数について就学支援金が支給される。
- ウ 平成 26 年 3 月 31 日以前に公立高等学校から私立高等学校等に転学した場合には、公立高等学校の在学期間にかかわらず、最大 36 月（定時制課程等は 48 月）まで就学支援金が支給される。
- エ 全日制高校等から定時制課程等に転学した場合、48 月から私立高等学校等に在学した月数×4/3（端数切捨て）を除いた月数について就学支援金が支給される。
- オ 定時制課程等から全日制高校等に転学した場合、36 月から私立高等学校等に在学した月数×3/4（端数切捨て）を除いた月数について就学支援金が支給される。
- カ 学年制の全日制高等学校から単位制の定時制高等学校に転学した場合、48 月から私立高等学校等に在学した月数×4/3（端数切捨て）を除いた月数以内で、74 単位から過去に履修した科目の（実際に単位を修得したかを問わない）単位数を除いた単位数を上限として、就学支援金が支給される。
- キ 単位制の定時制高等学校から学年制の全日制高等学校に転学した場合、過去に取得した単位数に関係なく 36 月から私立高等学校等に在学した月数×3/4（端数切捨て）を除いた月数について就学支援金が支給される。
- ク 外国の高等学校や在外教育施設から日本の高等学校等に転入学した場合、転入学時から最大 36 月（定時制・通信制課程等は 48 月）就学支援金が支給される。

7 退学・除籍に伴う就学支援金の取扱い

学校が、遑って生徒を退学や除籍とし且つ学費を返還しないために授業料債権が消滅しない場合、退学・除籍を通知した日までの間の就学支援金を支給することができる。

8 株式会社立高等学校の扱い

就学支援金の支給対象となるのは「私立高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者」（旧法第4条）であり、株式会社立の高等学校に在学する生徒についても就学支援金の支給対象となる。

株式会社立の学校は市町村が認可している場合が多いが、そのような場合でも当該市町村が属する都道府県が就学支援金の支給事務を行い、学校の設置者が代理受領する。この場合、都道府県の判断により学校を設置認可している市町村に事務の協力を要請することは可能。

9 広域通信制高等学校の扱い

広域通信制高等学校については、設置認可を行った都道府県や市町村が属する都道府県以外の都道府県内にも補習校や協力校が所在するが、就学支援金の支給は、通常他の都道府県内に所在する補習校等に通う生徒の分も含めて、設置認可を行った都道府県から、いわゆる本校を通じて行う。

10 公立高等専門学校、公立専修学校高等課程の扱い

公立大学法人立の高等専門学校については、就学支援金の支給者は都道府県、就学支援金の代理受領者は公立大学法人となる。市町村立高等専門学校及び専修学校高等課程については、就学支援金の支給者は都道府県、就学支援金の代理受領者は市町村となる。都道府県立高等専門学校及び専修学校高等課程については、就学支援金の支給者及び代理受領者ともに都道府県となる。

11 高等学校等就学支援金事務費交付金

就学支援金の支給事務に要する費用に充てるため、「高等学校等就学支援金事務費交付金」を国から都道府県へ、予算の範囲内で交付する。

事務費交付金は、生徒数及び学校数等に応じて、都道府県へ一括して交付される。都道府県は、それぞれの判断により、当該交付金の中から適宜学校設置者に対して事務費を交付する。

第3章 学校における事務

就学支援金の支給に関する学校の事務は、法令等に基づく事務、及び都道府県からの委託等に基づいて実施する事務が存在する。都道府県からの委託等に基づいて実施する事務の具体的内容は、都道府県によって異なるが、本実施要領においては、標準的と思われる事務の内容について記載している。

1 生徒・保護者への制度の周知

学校においては、様々な機会を捉え、第1章1の本制度の趣旨・目的及び期待される効果等を、生徒・保護者に周知するよう努める。

なお、生徒募集に際して制度の内容の周知を行う場合には、特定の学校についてのみ就学支援金に関し有利な取扱がなされているとの誤認を生徒・保護者に生じさせることのないよう留意する。

2 就学支援金に係る補助金等の交付申請等

学校設置者は、都道府県において、学校設置者等に対し、就学支援金の支給を行わせるための原資等を交付することとなっている場合には、都道府県が定める方法により、原資等の交付申請（様式31）を行い、就学支援金の支給に充てるものとしてその支払いを受ける。

3 受給資格認定申請書の配付、とりまとめ、都道府県への提出

学校設置者は、就学支援金の受給資格認定申請書（様式1（旧省令様式第1号））を生徒に配付し、必要事項を記入して提出させる。学校設置者は、生徒から提出された認定申請書に基づき、認定申請者一覧を作成し、認定申請書とともに都道府県に提出する。また、受給資格認定に係る事務について都道府県から委託等をされていない場合は、生徒から提出された認定申請書を取りまとめて都道府県に提出する。

なお、学校設置者は、生徒の同意を得て、認定申請に関する手続を代わって行うことができる。

なお、就学支援金の支給（交付）申請等の手続については、本来であれば受給権者である生徒が行うものであるが、認定申請書に就学支援金の支給（交付）に必要な事務手続を学校設置者に委任することが記載されているため、受給権者である生徒は、認定申請書の提出をもって就学支援金の支給（交付）申請等を学校設置者に委任したこととなる。

※認定申請につき留意すべき事項については、第3章の2(1)留意事項を参照。

4 就学支援金の加算届出書等のとりまとめ、都道府県への提出

① 学校設置者は、加算届出書（様式15（旧省令様式第2号））を生徒に配付する。就学支援金の加算を希望する生徒は、加算届出書に課税証明書等を添付して学校設置者に提出する。学校設置者は、生徒から加算届出書等が提出されたときは、必要に応じて、当該届出書等に基づき加算要件を確認した上で、加算届出者一覧（様式16）を作成し、都道府県に提出する。また、就学支援金の支給事務について都道府県から委託等をされていない場合は、生徒から提出された加算届出書等を取りまとめて都道府県に提出する。

なお、加算届出書の提出については、必ずしも認定申請書の提出と同時である必要はないが、都道府県が定める提出期限までにとりまとめて都道府県に提出する。

② 保護者等の変動等の事由により年度の途中で加算届出書等を提出する生徒がある場合には、当該事由が生じた日の月末までに生徒が学校に提出すれば、生徒は翌月から加算を受けることができる（提出のあった日が月の初日である場合は、当該月分から支給）。

③ 都道府県及び学校設置者において、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した加算届出書等の提出方法について、他の書類の提出方法とは別に定めることとしてもよい。例えば、以下のような方法も考えられる。

- ・提出は封をした封筒で行う。
- ・受付を事務室など他の生徒の目に触れにくいところで行う。
- ・提出を学校への郵送で受け付ける。

(ただし、学校を経由しない形で加算届出書等を都道府県に直接郵送するなどの方法をとることはできない)

また、課税証明書など、生徒・保護者等のプライバシーに関わる情報を取り扱うこととなるため、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、情報の管理については十分な注意を行うこと。

5 受給資格認定書の受理、生徒への配付

学校設置者は、都道府県から生徒への受給資格認定の通知(様式5)又は不認定の通知(様式6)を受領した場合、生徒に配付する。都道府県から受給資格認定結果一覧に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する受給資格認定の通知(様式8)又は不認定の通知(様式9)を作成し、生徒に配付する。

6 就学支援金支給額決定(交付決定)

学校設置者は、都道府県から生徒への支給額決定(交付決定)通知書(様式32)を受領した場合は、生徒に配付する。都道府県から交付決定額一覧に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する支給額決定(交付決定)通知書(様式34)を作成し、生徒に配付する。

また、都道府県から生徒への支給額変更(変更交付)決定通知書(様式36)を都道府県から受領した場合は、生徒に配付する。都道府県から変更交付決定額一覧に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する支給額変更(変更交付)決定通知書(様式38)を作成し、生徒に配付する。

7 就学支援金の代理受領、授業料との相殺

学校設置者は、都道府県から就学支援金を受給権者である生徒に代わって代理受領し、受給権者である生徒の授業料債権への弁済に充てるものとする。これは、事務経費を極力抑えるとともに、就学支援金が確実に授業料の支払いに充てられることを担保するためである。

就学支援金の代理受領と授業料債権の弁済において留意すべき事項は以下のとおり。

(留意事項)

- ア 施設整備費など授業料以外の納付金については就学支援金の支給対象としない。
- イ 年度途中で就学支援金の受給資格認定を申請した場合、申請をした月(月の初日に在学していない場合は翌月)から支給し、「やむを得ない理由により・・・申請をすることができなかった場合」(旧法第7条第3項)に当たると認められる場合を除いて、遡って就学支援金を支給できない。
- ウ 当該年度の支援金をもって前年度の授業料債権の弁済に充てることはできない。(例えば4月に支給された就学支援金を3月の授業料の弁済に充てる等)
- エ 授業料と、以前に支払われた就学支援金との相殺後の差額を滞納しているような場合でも、納付期限の到来により新たな授業料債権が発生した場合、就学支援金をもってこれを弁済することができる。
- オ 月の途中で生徒が転学した場合、その月の初日に在籍していた学校の設置者が就学支援金を代理受領する。
- カ 学校設置者において就学支援金を代理受領した際に、すでに生徒又は保護者が授業料を納入しているため授業料債権が存在しなくなっている場合には、就学支援金を代理受領した学校設置者は、当然に受給権者である生徒に就学支援金を引き渡す義務を負うことになる。
- キ 代理受領した就学支援金は、「授業料」として会計処理を行う。なお、就学支援金に係る原資等を都道府県から受け入れた場合には、一旦「預り金」として受け入れ、授業料の納付期限が到来したときに「預り金」で受け入れた就学支援金のうち確定した就学支援金に相当する額を、「授業料」に振り替えることが妥当である。
なお、参考までに、就学支援金を収納した場合の仕訳は次のようになる。

【月次で授業料収入を収納している学校法人が、授業料から就学支援金相当額を差し引いた額をあらかじめ生徒から収納し、かつ、就学支援金を都道府県から受け入れた場合】

○ 就学支援金3月分が、都道府県から学校法人に入金されたとき 就学支援金3月分全額について、「預り金」で処理 (借) 現金預金 ××××× (貸) 預り金受入収入 ×××××
○ 授業料の納付期限が到来したとき 生徒からの入金分を「授業料」で処理し、就学支援金について「預り金」で処理したうち1月分を「授業料」に振り替え (借) 現金預金 ××××× (貸) 授業料収入注(1) ×××××
預り金支払支出 ××××× 授業料収入注(2) ×××××

注(1) 授業料から就学支援金相当額を差し引いて生徒から収納した額

注(2) 就学支援金について「預り金」で処理したうち1月分の額

【月次で授業料収入を収納している学校法人が、就学支援金を都道府県から受け入れる前に、生徒から授業料全額をあらかじめ収納する場合】

○ 生徒から授業料全額を収納したとき (借) 現金預金 ××××× (貸) 授業料収入 ×××××
○ 就学支援金3月分が都道府県から学校法人に入金されたとき 就学支援金3月分全額について「預り金」で処理し、就学支援金について「預り金」で処理したうち生徒への返還相当額を「現金預金」に振り替え (借) 現金預金 ××××× (貸) 預り金受入収入 ×××××
預り金支払支出 ××××× 現金預金 ×××××

ク 学校設置者が預り金として就学支援金を受け入れている間は、他の資金と明確に区別し、透明性のある会計処理を行う必要がある。また、この間、就学支援金を預金することにより利息収入が生じないように、就学支援金のみの当座預金口座等により管理を行うことが望ましい（なお、やむを得ない事情により当座預金口座等による管理が行えない場合は、当該利息収入を学校の教育活動に係る経費等に充当することは可能）。

8 就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定

学校設置者は、都道府県の定める期日までに、実績報告書（様式 40）を都道府県に提出する。

学校設置者は、都道府県から額の確定の通知（様式 41）を受領する。

また、学校設置者は、都道府県から生徒への支給実績通知（様式 42）を受領した場合には、生徒に配付する。都道府県から支給実績通知の作成について委託等がされている場合は、生徒個人に対する支給実績通知（様式 43）を作成し、生徒に配付する。

9 就学支援金受給資格認定消滅通知

学校設置者は、修業年限が3年未満の課程の卒業、通算在学期間が36月未満での卒業、退学及び転学等により、学校に在学する生徒の受給権が消滅した場合には、受給資格消滅者一覧（様式 10）を作成し、都道府県に提出する。

学校設置者は、都道府県から受給権者である生徒の受給資格消滅通知を受け取った場合、生徒個人単位に整理し、生徒に配付する（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等へ通知を送付する必要はない）。

10 就学支援金の支給停止、再開

受給権者である生徒が休学をする場合、学校設置者を通じて就学支援金の支給停止を申し出ることができる。支給停止を希望する生徒は、支給停止申出書（様式 18（旧省令様式第 3 号））を在学する学校設置者に提出する。当該申出書を受領した学校設置者は、当該申出書を都道府県に提出する。

都道府県から支給停止通知を受領した学校設置者は、当該通知を生徒に配付する。都道府県から生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する支給停止通知を作成し、生徒に配付する。

復学する生徒は、学校設置者を通じて都道府県に対して支給再開を申し出る必要がある。復学する生徒は、支給再開申出書（様式 20（旧省令様式第 4 号））を学校設置者に提出する。学校設置者は生徒から提出された申出書を都道府県に提出する。

都道府県から支給再開通知を受領した学校設置者は、当該通知を生徒に配付する。都道府県から生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する支給再開通知を作成し、生徒に配付する。